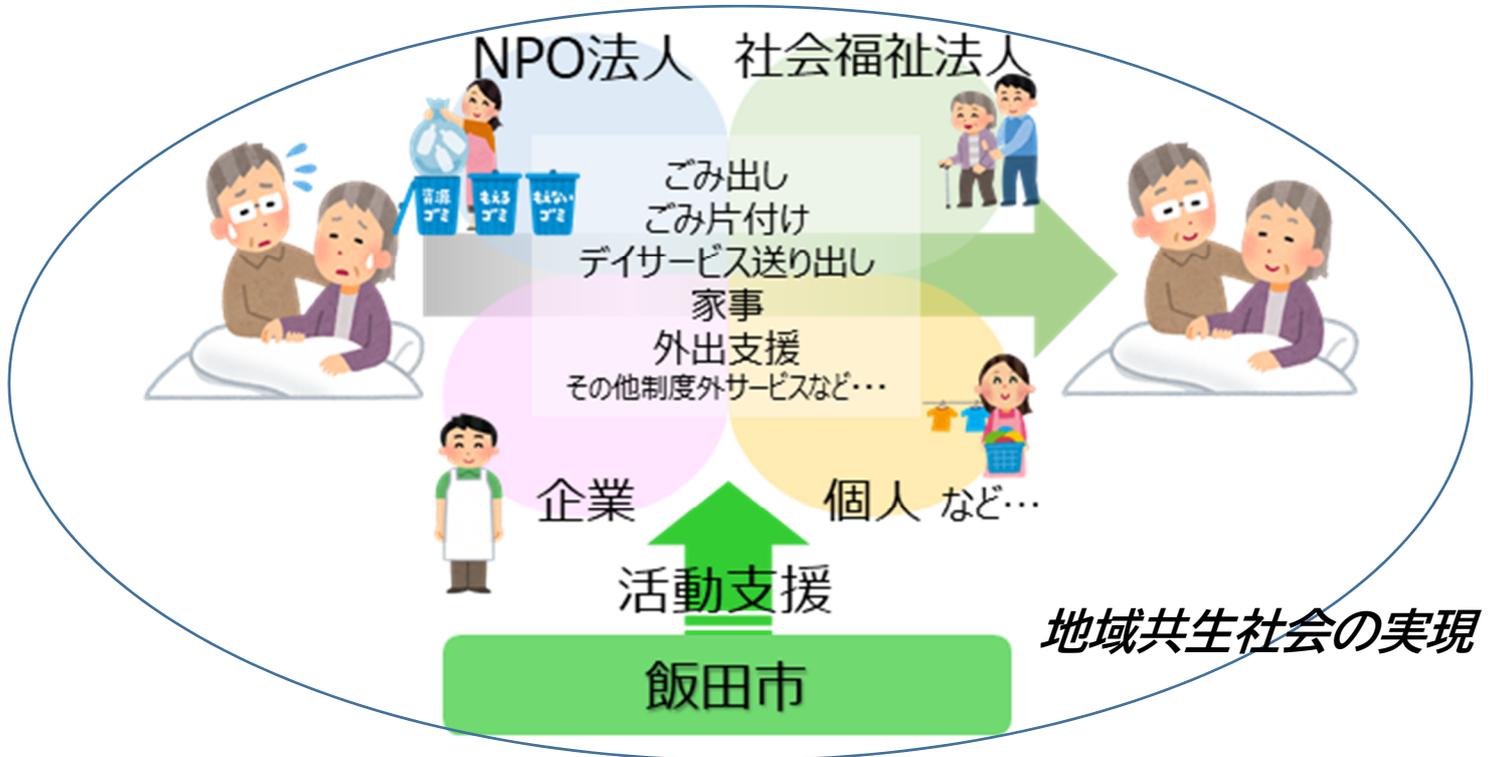


生活支援サービス提供団体等への支援

300万円



1 制度の趣旨

NPO 法人等民間の団体等が実施する福祉サービス等（既存の補助事業の対象となっていないサービス）の事業に対して、その経費の一部を補助する制度

2 目的

この制度は、福祉サービス等を実施する団体等の活動を促進するとともに、高齢者、障がい者等への在宅福祉サービスの普及及び拡大を図ることを目的とする

3 対象となる団体等

活動の拠点が市内にあり、NPO 法人等、本制度の目的に合ったサービスを提供する者

4 サービスの内容（介護保険及び障害福祉サービスの給付に該当するものを除く）

- (1) 家事援助サービス事業
- (2) 移送サービス事業
- (3) その他地域福祉を推進する事業

5 期待される効果

- (1) 公のサービスには限界があり、そのサービスではニーズが満たされない対象者に必要なサービスが提供される（例：デイサービスに出かけるまでの準備と送り出し、ゴミ屋敷化した家の片づけ手伝い）
- (2) 補助金制度を創設することにより、インフォーマルサービスの提供者が増える
- (3) 上記のようなサービスを提供する担い手が増え、公的サービスとインフォーマルサービスとの途切れない支援により、誰もが安心して住み慣れた地域で生活ができる